

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

1 第三者評価機関

名 称	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	認証番号	第 2 号
所在地	盛岡市三本柳 8-1-3	評価実施期間	平成 24 年 12 月 22 日 ～平成 25 年 3 月 13 日

2 事業者情報

事業者名称 (施設名) 福岡隣保館保育園	種別：保育所
代表者氏名：理事長 黒沢智明 管 理 者：園長 黒沢克子	開設年月日 平成 51 年 9 月
設置主体：社会福祉法人 福岡隣保館福祉会 経営主体：社会福祉法人 福岡隣保館福祉会	定員 (利用人員) 90 名
所在地：岩手県二戸市福岡字上平 27	TEL 0195-23-2530 FAX 0195-25-5956

3 総評

<p>◇ 特に評価の高い点</p> <p>○ 経営分析を基にした業務改善への取り組み</p> <p>平成 24 年度に経営向上委員会を発足させ、資金、変動費用、設備投資、人員配置等の現状分析したものを基に、中長期計画を策定し、財務・業務の改善に取り組み、経費節減や業務に係る諸様式の見直しを行い業務の効率化を図るとともに、年次休暇の取得率の向上にも取り組んでいる。</p> <p>◇ 改善が求められる点</p> <p>○ 人事考課制度実施に向けた体制づくり</p> <p>人事考課が平成 24 年度から人事考課規程に基づき実施されている。本年度は年度途中でもあり考課の成果を確認することはできない。同規程の評価方法は「相対評価」を採用しており、当面は賞与の支給に反映させたいとしている。</p> <p>しかし、事業の特性からして本来評価方法としては「絶対評価」であるべきで、人事考課の目的と役割は、第一に人材能力の開発・育成に活用されることであり、そのうえで公正な職員処遇の実現のために反映されるべきである。</p> <p>また、人事考課を実施するにあたっては、その趣旨及び内容について事前に職員に対し十分説明し、納得のうえで協力を求め、実施することが望ましい。</p> <p>同園の今後の取り組みにおいて、現行の人事考課制度について、評価しながら、より職員の意欲・資質の向上と利用者への質の高い保育サービスの提供を目指し、より良い制度となるよう改善を図るよう期待する。</p>
---

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

2年連続で受審し、1年目よりも特に領域Ⅲの部分をシビアに評価していただき大変勉強になりました。

まずは、マニュアルや規程を実際の取り組みが反映された繋がりのある仕組みや内容に整備するよう努めます。そして、子どもや保護者、職員がキラキラと輝ける組織を目指して取り組んでまいります。

5 各評価項目にかかる第三者評価結果  
(別紙)

施設名 **福岡隣保館保育園****共通基準****評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織****I-1 理念・基本方針**

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	<b>a</b>
<p>法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。</p> <p>平成23年8月23日、法人の理念が制定され、その後、平成24年8月24日施設保育理念が追加制定され明文化している。どちらも佛教の道を理念に組み入れたものであり、法人や施設の経営の道標となっている。法人及び保育園の使命、役割を反映している。</p>	
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	<b>a</b>
<p>法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。</p> <p>法人(H23.8.23制定)と保育園(H24.8.24制定)の基本方針が明文化されており、その内容は適切である。とくに保育方針は保育に関して具体的な施策について明確な方向性が明らかになっており、経営指針として評価できる。</p>	

I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	<b>a</b>
<p>法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>理念や基本方針は中・長期計画書、24年度事業計画書に明記し、これを全職員に配布して周知に努めている。また新任研修においては、園生活ハンドブックに掲載し、理事長、園長が説明し理解を促す取組を行っている。</p> <p>そのほか、各種会議において唱和の実施や理念・基本方針をどう受け止めているかなど、実践報告会議などを開催して積極的な取組を行っている。</p>	
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<b>a</b>
<p>法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>利用者等(保護者)に対する周知は主に保護者会総会や入園時の説明会において、理事長又は園長が「ともいき」情報誌や園生活ハンドブックを配布して説明している。利用者(園児)に対しては「マイトリー」を説明しながら、佛教の道をより分かりやすく生活の中にとり入れ周知に努めている。</p> <p>その他、町内会集会等にも出向き理事長が説明し理解を促している。</p>	

**I-2 事業計画の策定**

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	<b>a</b>
<p>経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>中・長期計画は平成23年度～25年度の3年間で策定されている。内容の主なもの「理念と基本方針」「職員の行動指針」「ビジョン」「重点実施項目」「利用者本位の保育の提供」「学びで培う確かな力」「地域貢献」「業務財務計画」「危機管理」「長期財務計画」等が記載されている。</p>	
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	<b>a</b>
<p>各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。</p> <p>平成23年度、24年度は、おおむね中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。平成24年度の事業計画の具体的な内容は、経営向上委員会の年間計画表に集約されている。</p>	

## I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a
各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。 中・長期計画並びに事業計画策定手順書を作成し、これに基づき組織的な集約と計画を策定している。この手順書は、平成24年11月2日制定となっており平成23年度、24年度の計画策定には適用されない部分も想定されるが、従来の取組みは手順書と同様の仕組みで計画されている。	
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a
事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 毎年度の事業計画書、中・長期計画書は、全職員に配布し各種会議や研修会において理事長並びに幹部職員が説明している。また、年度途中において中間評価報告会議を開催し、進捗状況の把握や確認を組織的に行っている。	
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。 毎年度、事業計画は情報誌「ともいき」「マイトリー」等で周知している。またHPや園だより、保護者会総会や行事の際に説明している。	

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

## I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 職務分掌表、各種会議資料、危機管理実施要領等に役割と責任は明確に示されている。また、情報誌等に管理者としての意志と責任を表明している。今後、職務分掌表には正・副担当者と氏名を明記する形に改めることが望ましい。	
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 遵守すべき法令等は一覧表を作成しリスト化に努めている。また、これらの法令を正しく理解させるため研修等を開催し積極的に取り組んでいる。	

## I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 園長は保育向上委員会、保育会議等に参加し、保育の現状把握に努めている。また、定期的に職員からの意見収集シート等により評価分析を行い、職員に対しては改善のための具体的な取組みを掲示するなど指導力を発揮している。	
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。 平成24年度に諸様式の改善を行い、事務処理の効率化を図っている。また、平成23年度は財務分析を行い、経営状況の把握に努めている。職員の有給休暇取得に対し、幼稚園の夏休み期間中に職員の代替を促すなどして、保育所職員の休暇取得率向上に努めている。今後は、意見収集シートに休暇取得や時間外労働についても意見項目を設定し、職員の生の声を聴くことも大切であると思われる。	

## 評価対象II 組織の運営管理

### II-1 経営状況の把握

II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	<b>a</b>
<p>事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</p> <p>社会福祉事業全体の動向については、二戸市の連絡会議研修会、子育てボランティア懇談会、情報誌の購買等によりおおむね把握している。また、入園児童数分析人口動態調査等により、基礎的なデータの収集や分析も行っている。</p>	
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	<b>a</b>
<p>経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。</p> <p>平成24年度は業務を見直した結果、コピー機の効率的な使用について改善を図ることとした。使用履歴を明示することに改めた結果、前年比(12月現在)使用枚数は相当減少していることが判明した。無駄な経費の節減に努めている。</p>	
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	<b>非該当</b>

### II-2 人材の確保・養成

II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	<b>a</b>
<p>目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。</p> <p>平成24年度人員体制プランは文書化されている。内容は①人員体制の方針、②人員体制の検討事項、③人員体制の実施事項、④人員配置等に分類してプランが作成されている。現在の人員配置状況は常勤88%、非常勤12%(4月～6月)で運営している。</p>	
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	<b>b</b>
<p>定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。</p> <p>人事考課規程(H24.4.27制定)に基づき本年度から実施している。規程の目的は「努力し成果をあげた者が報われる公正な業績評価のしほみを確立し、任用、給与制度に反映させる」こととなっている。評価方法は相対評価を原則とし、当面賞与に反映させたいとしているが、事業の性格からして絶対評価とするべきである。</p> <p>人事考課の目的は人材能力の開発・育成であり、公平な職員処遇を実現することである。絶対評価は、他の人の評価を考慮せず、本人の成績そのもので評価することである。具体的には、各職員の目標を設定し、それに対する到達度を評価することで、職員の意欲を引き出し、保育サービスの質を高めることが重要である。</p> <p>今後は、人事考課の目的を再確認した上で、取り組みの方法を検討するとともに、考課者研修の実施も必須である。</p>	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	<b>b</b>
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>職員の就業状況等を把握し職員の相談窓口として主任クラスを担当者に指定(平成24年11月2日幹部会議)しているが、活動の実績は確認できなかった。担当者の指定は業務分担表に明記するなど職員全員に周知説明することが望ましい。また、就業状況の意向把握をする際には職員アンケートを実施するなど工夫が求められる。特に職員と相談担当者との信頼関係を築くことから着手することが望ましい。</p>	

II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
<p>職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。</p> <p>制服の貸与(調理)、職員互助会への助成(年198,000円)、インフルエンザ予防接種の実施(経費園負担)、一般健診の実施その他、トレーナー上下、カーデガン、ポロシャツ交付(職員によるデザインの選択)など積極的な取組を行っている。</p>	

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
<p>組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されている。</p> <p>中・長期計画並びに職員研修要項(平成24.4.27)により明示されている。</p>	
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
<p>職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。</p> <p>個別研修計画は策定されている。しかし、研修計画に基づいた具体的な取組は十分でない。研修計画は予定通り進捗しているか、研修の内容が適切かどうかなどを評価ができる体制づくりが求められる。</p>	
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。</p> <p>研修内容の報告を会議で実施し、研修報告書の回覧、研修結果の評価などを実施している。しかし、一部の報告書の提出と上司の評価記述はあるが、全体的に組織的な取組みとなっていない。報告会も十分でない。今後は研修実施要項に沿った具体的な取組みが求められる。</p>	

## II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>実習生受入れマニュアルが整備されている(平成23.7.7改定)。また、実習生受入れと育成について基本的な姿勢を明確化している。さらに、実習計画表の作成や、事前説明会を実施している。</p>	

## II-3 安全管理

## II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
<p>事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。</p> <p>園長は、子どもの安全確保に積極的に取組んでいる。各部署に安全管理担当者を配置している。また、定期的に安全確保のための避難訓練の実施や、安全管理委員会が開催され、情報の共有化が図られている。その他、安全管理に関する各種マニュアル等は整備されている。今後は、保護者への情報提供が適切に行われることと、安全管理に関する記録等が職員全体に周知される仕組みの構築を期待したい。この点において施設長(園長)が園内の危機管理の統括を行うこととなっているが、「消防計画」においては防火管理者が幼稚園々長の理事長となっているため、「予防管理組織」の中に施設長の役割を明示して両者の整合性が図られるよう改善を図る必要がある。</p>	
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	b
<p>地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>地震、火災に対する安全確保、不審者対策については、避難訓練を実施している。二戸地域の特性からして、特に大雪などの「雪害」への対策は非常に重要であり、道路情報の収集、停電時の暖房の確保、食糧の備蓄、緊急時の連絡手段や送迎に関しても、利用者の安全確保を最優先し早急に検討すべきである。</p>	

II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	b
<p>子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。</p> <p>子どもの安全を脅かす事例の収集を職員参画のもと、遊具の点検の実施やヒヤリハット報告書による安全確保と事故防止対策の共有化を図っているが、組織として要因分析と対応等が十分でない。今後は、前年度の第三者評価結果等をふまえて評価を行い、リスクマネジメント委員会を設置する等、職員全体で情報の伝達、共有化に努め、組織的に利用者の安全確保のための仕組みを機能させる取り組みが求められる。</p>	

## II-4 地域との交流と連携

### II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	a
<p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。</p> <p>基本的に地域とのかかわり方について、中・長期計画において地域貢献の項目を設け、積極的なかかわりを表明している。現在、地域に対しては、イベントのポスター貼出し、チラシの配布を行っている。また、地域行事(二戸まつり・町内会敬老会)への参加、中・高生保育実習の受入れ、民生委員や町内会長との交流など積極的な取組みを行っており評価できる。</p>	
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>中・長期計画で保育園の機能の提供を明示し、①町内会総会等への会場の提供 ②地域行事への協力 ③町内会総会に出席し保育園の情報を説明し交流を図る、等の取組みを行っている。しかし、電話・来園による子育て相談の実績や子育てサークルへの支援は確認できなかった。</p>	
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルが整備され、意義や方針が明文化されている。現在、福岡高校英語部や学生ボランティアの受け入れを行っている。</p>	

### II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	b
<p>保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示されているが、その情報が職員間で共有されていない。</p> <p>関係機関や団体をリスト化し、機能や連携方法を明記したリストを作成している。これらのリストは各事務室等に貼り出している。しかし、職員会議等でこれらの説明と活用について情報の共有化が十分でない。今後は各部署の会議等で正確な情報の伝達がなされ共有化が図られるよう期待したい。</p>	
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例等の検討は行っていない。</p> <p>会議や懇談会(社協、医師会、二戸市)に理事長又は園長が出席している。また、小学校への訪問及び申し送り、授業参観学校保健会議を通じて必要に応じて連携している。しかし現在のところ、子どもを取りまく具体的な課題については事例等の検討は行っていない。</p>	

### II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	b
<p>地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>二戸市内の各種会議や懇談会に出席した際には福祉ニーズの収集に努め、一時保育や子育て支援のニーズは把握しているが、今後の課題として行政機関以外に地域の小学校等関係機関との連携の強化や住民との意見交換の機会を設ける等、広く地域の状況や保育ニーズの情報収集を積極的に行っていくことが望まれる。また、現に地域からの要望として挙げられている休日保育・病後児保育のニーズに応える取り組みの可能性の検討も期待する。</p>	

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	<b>b</b>
把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。 平成24年11月に「食育懇談会 & 子育て相談会」を実施したが、具体的な事業はそれ1回のみである。今後は、回数増加と内容の充実、実施後の評価を望む。	

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

##### Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	<b>b</b>
一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。 一人ひとりの子どもを尊重した保育についての基本姿勢は、法人の理念、基本方針、保育理念、保育方針、保育課程に明示されている。組織内での共通の理解を持つための取組は、会議の際に理念や保育方針を唱和していること、年度初めの全体会議でPPT(パワーポイント)を使用した説明、園長の講話などを行っていることが説明された。今後は、DVを含めた児童虐待の早期発見や防止などの権利擁護の継続した研修が期待される。	
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	<b>b</b>
子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。 子ども・保護者のプライバシー保護に関するマニュアルは、「プライバシー保護マニュアル」が設けられているが、個人情報の取り扱いに関する内容が主になっている。本評価項目におけるプライバシーとは、利用者が他人に見られたり知られたりすることを拒否する自由が保護されているという視点になる。このことから、施設として職員への周知を含めて、保護者や子どもの基本的なプライバシーの捉え方を検討することが求められる。	

##### Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	<b>b</b>
利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 利用者の満足を把握する仕組みは、保護者への「保育ご利用アンケート」、行事後のアンケート等を通して行われている。アンケート等の結果を分析・検討する部署は、幹部会であることが説明されたが、具体的な改善課題を確認することは出来なかった。今後は、「保育ご利用アンケート」は一定の調査項目で毎年実施されているが、満足度の視点に立ったアンケート内容項目の精査と記名を課していることについての検討が必要と云える。また、保護者へのアンケートと並行して子どもへのアンケート実施も期待される。	

##### Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	<b>a</b>
保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境の整備は、玄関に相談についてのポスターの掲示、ご意見箱の設置、メールでの受付、日々の連絡帳を通して図られている。相談の際のスペースは、会議室・相談室を設けて応じられるように配慮している。	
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	<b>c</b>
苦情解決の仕組みが確立していない。 苦情解決の仕組みは、「保護者からの意見・苦情に関するマニュアル」で示され、苦情受付・経過記録書で管理されている。受付担当者・解決責任者・第三者委員は、重要事項説明書に記載されている。実際の苦情受付では、意見と苦情の取り扱いが不明確な状況にあること、第三者委員会の開催や意見が盛り込まれていないこと、公表がされていない状況であった。今後は、匿名での取り扱い、苦情に関するマニュアルの前提となる苦情解決に関する規定又は要綱の整備が早急に求められる。また、受付から公表までの時間的な取り扱いを規定や要綱、マニュアルで検討することが必要と云える。本評価の考え方で、公表されていない場合は仕組みが確立されていないと判断される。	



Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	b
<p>保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。</p> <p>保護者からの意見等に対する対応マニュアルは、上記と同様の「保護者からの意見・苦情に関するマニュアル」として整備している。実際の場面では、保育士が保護者からの意見等を受けたならば、園長に報告し迅速に対処していることが説明された。今後は、「保護者からの意見・苦情に関するマニュアル」において、実際の対処に沿ったフロー図的な内容を整理することが求められる。</p>	

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

### Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	b
<p>保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。</p> <p>昨年度に引き続き第三者評価を通して自己評価が実施されている。実際の自己評価の実施においては、各グループで自己評価を行い幹部会で施設としての自己評価として一本化していることが説明された。幹部会が中心になって行う体制となっているが、自己評価及び第三者評価に関する規定や要綱等を確認することが出来なかった。今後は、組織としての自己評価及び第三者評価に取り組むための姿勢や体制を文書で整理し、評価に関する担当部署・担当者を明記することが求められる。</p>	
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	c
<p>評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしている。</p> <p>自己評価結果や第三者評価の結果分析等は、幹部会で行うことが説明されたが、実際に改善策や改善実施計画を確認することは出来なかった。実際には、昨年度の第三者評価を受けて建物の整備などが実施されているが、分析、課題の整理、改善計画、実施に至った経緯を確認することが出来なかった。今後は、評価機関の報告書に留まらず保育所の自己評価結果を整理し公表することが検討される。また、上記と同様に、組織としての自己評価及び第三者評価を受けて、課題の分析や改善計画を展開する手順書の整理や担当部署・担当者を明記することが求められる。</p>	

### Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	c
<p>提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。</p> <p>提供する保育についての標準的な実施方法の文書化の取り組みは「保育マニュアル」によって、12項目整理されていることが説明された。実際の調査では、本園と分園では文書化の整備にばらつきのあることが説明された。保育所の1日の流れに沿って、保育士配置、基本業務、保育場面毎の配慮事項など、必要な保育内容から標準的な実施方法として手順書の作成が求められる。</p>	
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。</p> <p>各種マニュアルは、経営向上委員会、保育向上地域連携委員会、安全管理防火・防災委員会、給食委員会で担当することが資料によって説明された。保育に関するマニュアルは保育向上地域連携委員会が担当となっているが、具体的な取り組みを確認することは出来なかった。上記のコメントに引き続き、日々の保育の提供において必要となるマニュアルについて委員会で検討されることが望まれる。</p>	

### Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	b
<p>一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。</p> <p>一人ひとりの子どもの記録は、児童票、個別計画、個別指導計画で行われている。児童票には、家族欄等の基本情報、身体の発達、健康診断の記録、毎月の保育のまとめが記録されている。未満児の個別指導計画は、児童票とは別に綴られている。訪問調査において、一人ひとりの成長発達の記録を時系列で読み取り確認できる仕組みではなかった。子どもの記録に関する種類や様式、管理方法を明示した要綱や記録要領等の整備が求められる。</p>	

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>訪問調査において、記録に関する規定は確認することができた。しかし、子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する内容が不十分であった。「プライバシー保護マニュアル」に書類の取り扱いについて記載されているが、個人情報の開示の取り扱いについて示されていない。「個人情報に関する基本姿勢」は設けられているが、個人情報の開示の具体的な規定や手順は定められていない。平成24年度事務分担表に書類の管理として分担が設けられているが、記録管理責任者を定め明記することも求められる。</p>	
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	b
<p>一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>子どもやその保護者についての情報を職員間で共有する取組は、朝の当番から担任に報告され、終礼において記録され職員間で図られることが説明された。ケース会議的な検討協議は、行動上気になる子どもについてチーム会議等で話し合いがなされている。しかし、定期的な開催はされず随時的な開催に留まっている。定期的なケース会議開催の必要性について職員間で検討することも求められる。</p>	

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

#### Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
<p>利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>利用希望者が園を選択するために必要な情報は、ホームページや園のパンフレットを作成して提供している。パンフレットは市の窓口に設置するなど積極的な取り組みを行っている。パンフレットは、B4版用紙をコンパクトに折りたたんだサイズで、理念や園の特徴を写真や図を使って解りやすい内容となっている。</p>	
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
<p>保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行う取り組みでは、園生活のハンドブック、重要事項説明書、保育契約書を設けて実施されている。重要事項説明は、保育契約書と同様に同意を得る内容の様式となっている。見学は、幼稚園と併せて随時対応し年間5～6件で推移していることが説明された。</p>	

#### Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p>保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。</p> <p>保育サービス等の変更や他の保育所への変更、家庭への移行等を想定して、保育の継続性に配慮した取り組みでは、手順書や引き継ぎ文書を確認することは出来なかった。訪問調査において、他の園から引き継ぎ文書が届いたことはなく、当園においても引き継ぎ文書を作成することは考えていないことが説明された。個人情報の開示、プライバシー保護の観点から引き継ぎ文書の必要性について、園として検討協議することが求められる。</p>	

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

#### Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b
<p>子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもの身体状況や生活状況、保護者の状況等を把握する取り組みは、児童票、家庭状況調査票を用いて実施されている。訪問調査において、子どもや保護者のニーズを明らかにするアセスメントとしての位置づけは明確にされていない。今後は、アセスメントを行う時期や体制、個々のアセスメントから保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順を定めた規定や要綱などの整備が求められる。「保育実施要項」が設けられているが、内容を精査し実際の取り組みを反映させた内容の検討が求められる。</p>	

## Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	b
<p>子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。</p> <p>指導計画は、保育課程、年間保育計画、各期の計画、月毎の計画、週の計画と関連性を以って作成されている。担任が中心になり作成され、0歳児・1歳児については、個別の計画が作成されている。具体的な取り組みにおいては、個々の課題についての支援や援助内容の記述が曖昧で連続性を確認することが出来なかった。年間計画をはじめ、各計画の作成を担任のみで担っていることから、複数で作成し評価する体制の整備が検討される。個々のアセスメントから保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順を定めた規定や要綱などの整備が求められる。</p>	
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c
<p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。</p> <p>指導計画の見直し策定は、担任同士、チーム会議で行っていることが説明されたが、実際の取り組みを書面で確認することは出来なかった。前の評価項目と同様に個々のアセスメントから保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順を定めた規定や要綱などの整備が求められる。</p>	

## 付加基準

## A-1 保育所保育の基本

## A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p>保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。</p> <p>保育課程は、保育の方針や目標に基づいて編成されている。保育課程が児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法などの趣旨をとらえていることを、全職員で学習、確認する体制は整っている。保育課程の編成は、定期的に評価し、改善がなされている。</p>	
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>暖かな日差しが差し込む保育室は広々と開放感に満ちており、子どもたちが安心して遊んでいる。危険なものを取り除き、安全に生活できる環境が整備されている。個別の指導計画を作成し、一人ひとりの発育や発達、健康状態に配慮した保健的な対応がなされている。SIDSに関する必要な知識は全職員に周知されており、仰向けに寝せ、睡眠時は10分間隔に確認した記録がとられている。子どもの育ちや状態について、保護者と細やかに連絡(送迎時直接の会話・連絡帳)を取り合い、一人ひとりに応じた援助が丁寧に行われている。</p>	
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>子どもの基本的な生活状況(就寝・起床・食事・健康)は経過表に記録され、一人ひとりの状態に応じた保健的関わりがなされている。子ども一人ひとりの育ちに配慮し、家庭と同じように安心して過ごせるよう、経験や情報を共有した保育がなされている。基本的習慣については、個々の様子に合わせた言葉かけをして、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重した関わりをしている。子どものけんかやトラブルの場面では、お互いの気持ちを受け止め、その気持ちをわかりやすく伝え、仲立ちをしながらか解決が図られている。探索活動が行えるように保育室の環境を整備・工夫している。子どもが安定して遊び、自発的な活動が出来るよう、保育者の見守りと働きかけがなされている。</p>	
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
<p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。</p> <p>3・4・5歳児の主なる発達の道筋に沿って、取り組むべき保育の確認を、担当保育士全員で検討、共有がなされているかが問われるところである。特に4・5歳児は、幼稚園児と保育園児が共に生活しながら、基本的習慣や態度を身につけていく保育実施がされており、保育者が個々の子どもならびに集団へどのようにかかわっていくべきか、担当職員全員が十分な議論を交わし、相互理解をしたうえで、計画立案、個別記録、日誌記録、反省記録などのあり方を見直す必要が求められる。</p>	

<p><b>A-1-(1)-⑤</b> 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	<b>b</b>
<p>小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。</p> <p>小学校就学を見通した指導計画に沿って、毎日の遊びや生活をする中で、創造的な思考や主体的生活態度などの基礎は養われている。子ども全員で小学校に出向き、授業の様子を参観したり、小学生とゲーム交流をする機会を設け、小学校生活に期待を持てるよう配慮がなされている。また、幼保小連携研修会に参加し、小学校教員と意見交流する機会は設けている。しかし、保護者に対し、小学校以降の子どもの生活を見通せるような関わりが不十分と思われる。子どもの就学について保護者の不安を取り除き、期待や見通しがもてるような場を積極的に設けることが望まれる。認定こども園の仕組みが評価者として確認できなかった。</p>	
<p><b>A-1-(2) 環境を通して行う保育</b></p>	
<p><b>A-1-(2)-①</b> 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<b>b</b>
<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>保育室の採光や保温など環境保健に配慮されている。手洗い場・トイレは清潔で子どもが利用しやすいように、安全の工夫が施されている。保育者は子どもの思いを大切に受け止め、安定して生活ができるよう対応に配慮がなされている。一年を通して使用する寝具の乾燥などは、十分と言い難く(上下のバスタオルは週に一度家に持ち帰り洗濯はしている)対策と実施が求められる。</p>	
<p><b>A-1-(2)-②</b> 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<b>a</b>
<p>基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。</p> <p>子どもたちが健康・安全な生活に必要な生活習慣を身につけることができるような環境は整備されており、子どもが安心して生活できる雰囲気やスペースに配慮がなされている。また、年齢にあわせた排泄の対応はなされており、一人ひとりの排尿間隔をみてトイレに誘ったり、おもらしをしたときは速やかに着替えの援助が行われている。1～2歳児は各々のマークをカゴに貼り付けて、衣服や靴下など自分で始末できるよう工夫がなされている。さらに、様々な運動遊具を配置したサーキット運動で、全身を使った遊びを存分に楽しめるよう、取り組みがなされている。</p>	
<p><b>A-1-(2)-③</b> 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<b>a</b>
<p>子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>子どもの発達に沿った遊びができ、生活に広がりもてるような配慮のもと、玩具や用具が用意されている。園庭を分割し、年齢に応じた遊びが存分に楽しめるよう安全上の配慮がなされている。また、子どもが友だちと共同して遊んだり、活動する場を提供し、友だち同士のやりとりを促したり、必要に応じた働きかけがなされている。異年齢児交流として、年少～年長、2歳児と3歳児と一緒に遊んだり、食事で交流を深め、日常の関わりにつなげている。3～5歳児の当番活動としては、昼食時のテーブル拭きや挨拶、教材の配布の手伝いなど年齢に応じた役割を講じている。</p>	
<p><b>A-1-(2)-④</b> 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<b>a</b>
<p>子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>保育園周辺の散歩や神社に出かけ、拾ってきた葉や木の実を使って遊んだり、作品づくりに取り入れている。また、老人施設を訪問して歌や踊りを披露したり、ゲームを共に楽しみ交流を深めている。年長児は外部講師による和太鼓の指導を受けており、その成果をお遊戯会や地域の行事に参加し、発表する機会が設けられている。さらに、祖父母交流の場としての焼き芋会は、共にゲーム遊びをした後、畑で収穫した芋と一緒に食べながら交流を深めている。県北青少年の家(公的施設)プラネタリウムの星座を見て、星への興味を導いている。</p>	
<p><b>A-1-(2)-⑤</b> 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<b>a</b>
<p>豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居を用意し、読み聞かせなど積極的に行っている。子どもが遊びの中で、歌ったり踊ったりできるようCDデッキを用意し、要望に応じて曲を流している。様々な用具や材料(クレヨン・紙・セロファンテープ)など、いつでも取り出せる場所に置かれている。子どもたちは園内外の様々な場所で、音楽や身体表現、製作物や絵など様々な方法や媒体で表現する機会が設けられている。隣接の高校の英語研究部の生徒がボランティア活動として、子どもたちに英語で歌をきかせたり、絵本の読み聞かに来園している。季節行事(クリスマス・ハロウィン)の場を活用し、子どもたちの興味を引き出し、共に英語で口ずさんだりする光景も見られる。</p>	

## A-1-(3) 職員の資質向上

A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
<p>保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。</p> <p>第三者評価の取り組みによって進めてきた内容が、主体的な自己評価と保育の改善につながっているとは捉えがたい。自己評価の視点として、「子どもの育ちを考える視点」「自らの保育を捉える視点」など評価の観点や項目を、全職員が共通理解をもって取り組まれたかが不明瞭である。</p>	

## A-2 子どもの生活と発達

## A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
<p>子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われている。</p> <p>0～2歳児は連絡帳に記載されている内容(家庭における就寝、起床、食事、排泄、特記事項)を、経過表に全員分を記入している。この一覧は個々の子どもの状況把握に役立ち、子どもを理解したうえで、こまやかな関わりや援助がなされている。複数担任で保育をすることで、子どもにゆとりを持って対応ができ、「早くしなさい」「ダメ」などの制止言葉を不必要にかけることなく、子ども一人ひとりを受容した援助につながっている。</p>	
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
<p>障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮がみられるが改善が必要である。</p> <p>障害認定はされていないが、行動が気になる子どもは数人在園している。子どもの行動は記録され、ケース検討会議の場で話し合いはなされている。さらに、支援センター職員による子どもの行動観察や助言指導を受ける機会は設けられている。また、障害児保育に携わる職員は、障害児保育に関する研修を受けている。保護者に子どもの状況を説明はしているが、積極的に障害に関する話し合いは行われていない。</p>	
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
<p>長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。</p> <p>長時間にわたる保育園の生活で子どもが負担無く過ごせるよう、保育者は温かい関わりを心がけている。夕方以降の保育担当は固定化し、子どもが安定して過ごせるよう配慮している。ただし、保育室以外の環境として、子どもがゆったり寝転んだり、くつろげる場の工夫や整備が望まれる。</p>	

## A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
<p>子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。</p> <p>既往症や予防接種の状況は健康状況調査書で確認がなされている。体調が優れず配慮を要する子どもは、各担当保育士が職員室のホワイトボードに書き込み、全職員が情報確認を行うようにしている。子どもが園内でケガをした場合、保護者に留意して伝えるとともに、受診経過を記録した事故報告書が作成されている。また、健康管理に関するマニュアルや健康計画が整備されている。</p>	
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
<p>食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。</p> <p>子どもが食べ物への関心を高めるよう、年長児は給食で使う玉ねぎや人参の皮むき作業を交代で行っている。給食に珍しい食材を使う時は、栄養士が保育室に向き美味しい食べ物であることを説明している。時には園庭でシートを敷き、好きな友だちと食事を楽しんだりしている。バイキング形式(週3回)の給食は、子どもが自分で食べれる量を取り分け、友だちへの気遣いが育まれる機会になっている。また、畑の先生(外部者)に教えを受け、ジャガイモ・大根・トウモロコシ・豆・ミニトマトを栽培し、収穫した野菜が給食(サンドイッチ・ピザなど)として提供されている。さらに、近隣の田んぼを借りての田植えや稲刈り体験が行われている。収穫した米をお餅にして皆で食している。環境面では、調理室で作業している調理員の様子を子どもたちが見たり、言葉が交わすことができるよう改善・工夫がなされている。</p>	

A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
<p>子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。</p> <p>家庭における食事アンケートから、食事に関する状況把握がなされている(H25.2.1時点で集計中)。また、残食を記録し献立や調理の工夫に反映している。さらに、食事の献立に行事食(フライの鯉のぼり・鬼のコロッケ顔など)の工夫をし子どもたちが喜んで食べるよう配慮している。食器は軽くて持ちやすい木製のお椀やトレイを使用している。おやつはクッキー・まんじゅう・おにぎりなど手作りで提供されている。離乳食は個々の状態にあわせた、きざみや固さ、大きさや量を加減・工夫するなど家庭と連絡をとりながら進めている。</p>	
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
<p>健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。</p> <p>健康診断・歯科健診の結果は記録され、職員に周知されている。内科検診で異常が疑われた場合は、家庭に病院受診を勧めている。歯科健診の結果、治療を要する場合は受診を勧め、治療が終了した際に保育園で用意した用紙(治療依頼書)に治療終了証明を歯科医院から提出してもらっている。また、保育園で行っているフッ化洗口は保護者の承諾を得て実施している。</p>	

### A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
<p>アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。</p> <p>アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、主治医からの指示書を基に除去食が提供されている。食事提供においては、個人専用のお盆を用意し、名前のラベルを食器に貼り付けるなど、誤食への事故防止対策に努めている。更に調理員と担任による二重チェックもなされている。提供する食事が見た目、他の子と大きく変わらないよう調理工夫がなされている。</p>	
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
<p>調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。</p> <p>衛生管理マニュアルは作成されており、職員に周知、研修が行われている。また、給食委員会(園長・栄養士・保育士)で定期的に検討されており、マニュアルにそった改善が行われている。</p>	

### A-3 保護者に対する支援

#### 3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
<p>食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。</p> <p>食育アンケート(36項目)から子どもの食環境や状況を把握し、食育についての検診がなされている。献立は分かりやすく作成し、事前に配布されている。また、サンプルを掲示し、その日の給食や量を知らせている。さらに、保育参観日の昼食時に、子どもの給食を保護者が試食する機会が設けられている。栄養士は各保育室を回り、保護者に献立の説明をしながら、発育期の子どもの食事の大切さを伝えている。</p>	
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
<p>送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。</p> <p>送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。送迎時の際の対話や連絡帳(3歳未満)による日常的な情報交換が行われており、日々のコミュニケーションによる保護者との信頼関係が築かれている。個別の相談に対しては、保育の内容や子どもの様子を丁寧に伝えるとともに、保護者の気持ちを聴き取る機会にしている。</p>	
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
<p>懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。</p> <p>お母さん先生(保育参加)の希望をとり、子どもと直接触れ合う保育を体験しながら、子どもの発達や育児をともに考える機会としている。さらに、保護者と相互理解を図るための懇談会を実施している。</p>	

<b>A-3-(1)-④</b> 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	<b>a</b>
<p>虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。</p> <p>虐待児を発見した場合の対応についての「虐待対応マニュアル」が整備されているとともに、マニュアルに基づく職員研修を行い、虐待に関する理解を促すための取り組みもなされている。</p>	